

(仮 称) 三 田 市 人 と 人 と の
共 生 条 例 の 策 定 に 関 す る
報 告 書

令 和 3 年 5 月 1 3 日

(仮 称) 三 田 市 人 と 人 と の
共 生 条 例 の 策 定 に 関 す る 懇 話 会

目 次

はじめに	P 2
1. (仮称)三田市人と人との共生条例の策定に関する懇話会設置の趣旨等	P 2
(1) 設立趣旨	
(2) 目指すべき理念	
2. 議論の概要	P 2
(1) 条例全体の構成と盛り込む内容及び論点の検討	
① 理念の実現のための主体と目的、実施にあたっての方法論の検討	
② 条例のキーワード	
(2) 権利の制限を伴う項目	P 8
① 禁止規定	
② 罰則規定	
③ 救済制度	
(3) 条例名称案	P 1 1
(4) 条例の体系イメージ	P 1 2
(5) 条例の基本的な考え方	P 1 3
【参考資料】	P 1 8
● (仮称)三田市人と人との共生条例の策定に関する懇話会構成員	
● 懇話会の開催	
● 関係団体等意見聴取会	

はじめに

「(仮称) 人と人との共生条例の策定に関する懇話会」では、懇話会設置の趣旨に基づき、行政、市民及び事業者が一緒になって、あらゆる人権に関する課題解決に向けた取り組みを進めながら、すべての人が自分らしく生きやすい社会の実現に向け、「人と人との共生のまちづくり」を推進するための柱となる「(仮称) 人と人との共生条例」の基本的な考え方を策定するにあたり、令和2年6月26日から令和3年3月19日までの間に7回の懇話会を開催し丁寧な協議を重ねました。

策定にあたっては、ワークショップをもとに、条例の基本的な考え方に盛り込むキーワードを抽出しながら骨子を組み立て、禁止、罰則規定や救済制度など権利の制限を伴う項目を整理するとともに、令和2年6月に実施した「三田市人権と共生社会に関する意識調査の集計結果」や、令和2年12月に実施した関係8団体からの意見聴取を参考にしながら、懇話会としての条例の基本的な考え方をとりまとめました。

1. (仮称) 三田市人と人との共生条例策定に関する懇話会設立の趣旨等

(1) 設立趣旨

行政、市民及び事業者が一緒になって、あらゆる人権に関する課題解決に向けた取り組みを進め、差別を許さない、誰も取り残すことのない、すべての人が自分らしく生きやすい社会の実現に向け、「人と人との共生のまちづくり」を進めていくための柱となる「(仮称) 三田市人と人との共生条例」を策定するにあたり、広く有識者の知見を求め、条例案策定の要諦をつかむことを目的として懇話会が設置されました。

(2) 目指すべき理念

すべての人の人権を尊重し、一人一人の多様性を認め合い、社会的な孤立や排除から守り、人と人々が支え合い共に生きていくまちづくりを理念の柱とします。

2. 議論の概要

(1) 条例全体の構成と盛り込む内容及び論点の検討

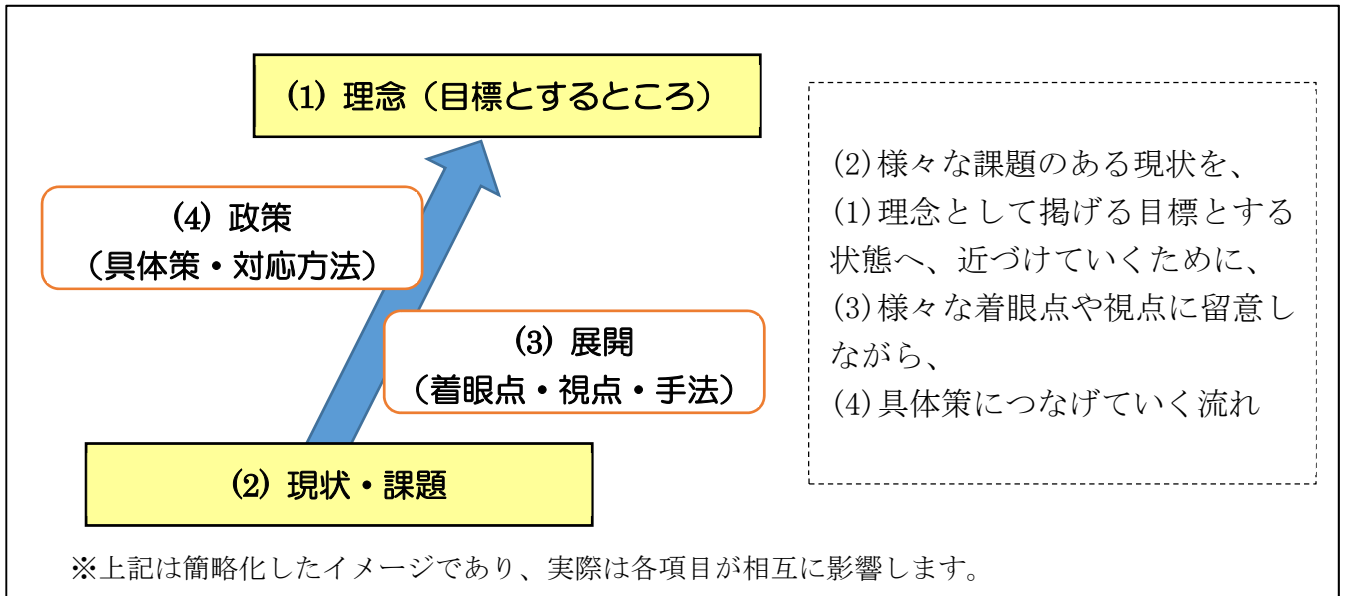
① 理念の実現のための主体と目的、実施にあたっての方法論の検討

KJ法を基本としたワークショップ形式をもとに、意見を出し合いました。ここでは、条例全体の構成と盛り込む内容及び条例の実効性、そして目指すべき理念の実現のためには、実効性を担保する条文が必要になるということで、特に「市の責務」、「市民・事業者の役割」、「教育と啓発」を具体化する議論をいたしました。

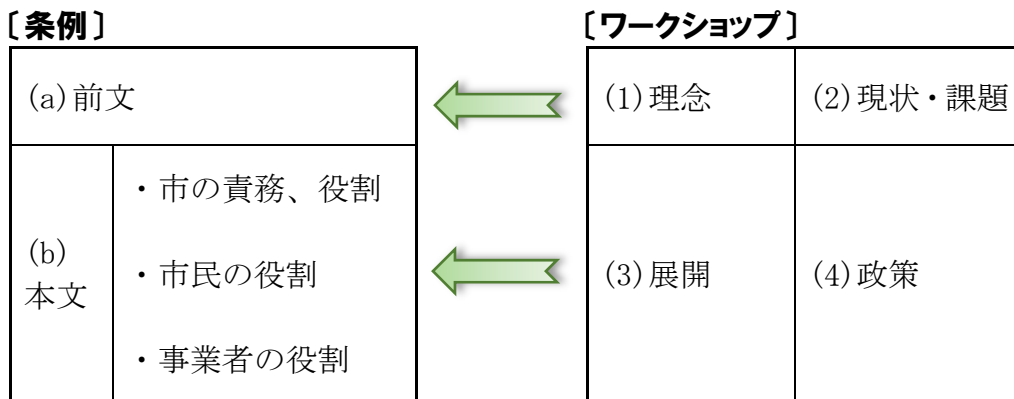
また、一方で、今後の社会情勢の変化により新たに生じる差別や人権課題に対し、その度に条例改正を行わなくても、ある程度の期間は対応できる条例の内容となる点についてもおさえました。

ワークショップにより出された意見の体系化は下記のとおりです。

I. ワークショップ各模造紙の関係（イメージ）



II. 条例の構成とワークショップ各模造紙の関係（イメージ）



(a) 前文

条例の前文は、制定の趣旨、理念、目的などを強調して述べた文章です。

ワークショップで出された(2) 現状・課題に対する(1) 理念の中から、キーワードを抽出して前文に盛り込んでいった。

(b) 本文

条例の本文には、実効性を担保するために、市の責務や役割、市民や事業者の役割を規定した。

ワークショップで出された(3)展開や(4)政策の中から、手法等を抽出し、様々な事例に対応可能となるよう、一般的な表現に置き換えて条文にしていた。

Ⅲ. ワークショップの追記内容（各委員からの追加項目）

区分	追加項目の内容
(1) 理念	・心豊かに生きる ・SDGs を頭において展開をする
(2) 現状 ・課題	・ダイバシティ、多様性は強さであることを意識したい ・最近ではインターセクショナリティという言葉も使われている ・新旧住民の意識の差はないのかな？ ・災害時に外国人・路上生活者が（避難所に）入ってもいいか
(3) 展開	・アンコンジャスバ イス（潜在意識の中にある無意識な差別や偏り）に気づく ・自分らしく生きることをお互いに認め、受け入れる
(4) 政策	・組織自体が持つ多様性 ・公助をつなぐ NPO との関係 ・苦情処理機構 ・条例についての調査研究・啓発 ・副読本の作成 ・「自分ごと」を認識してくれるのが政策づくりのベースと思います、「自分ごと」を認識してくれるのは法律と教育がもちろん必要です、その一方で、立場が弱い人も当事者として参加できる機会を与えることをサポートする政策も重要と思います。例えば、金銭支援の面から、障害者や外国人などの要配慮者が地域活動に参加する際に補助制度を充実する。

Ⅳ. ワークショップの内容確認

4枚の模造紙にまとめられた内容を、前記の条例の構成イメージに合わせて見出しを付けるなど、整理を行いました。

区分	見出し
(1) 理念	○条例（まちづくり）の方向性 ○人権とは、差別とは ○目標像 A（命と暮らしを守る社会） ○目標像 B（多様性に満ちた社会） ○目標像 B への手法 ○優先順位の視点 ○その他
(2) 現状 ・課題	〔三田市人権施策基本方針に掲げる 8 項目+α〕 ○部落差別 ○女性 ○外国人・外国人と災害時 ○障害者 ○高齢者 ○子ども ○性的マイリティ・性的マイリティと災害時 ○犯罪被害者 ○犯罪者 ○インターネット（SNS） ○行政の仕組み ○社会状況 ○個人の意識
(3) 展開	○意識（気づき） ○意識（認める、受け入れる） 上記 2 項目以外は(4)政策と同じ
(4) 政策	〔市の責務や役割として想定される項目〕 ①基本方針の策定 ②教育・啓発の推進 ③相談機能の確保 ④個別施策の推進 ⑤市民活動等への支援 ⑥総合調整機能の整備 ⑦現況の調査 ⑧差別禁止規定 ⑨罰則規定 ⑩救済制度

② 条例のキーワード

(1) 理念	
○条例（まちづくり）の方向性	条例の位置付け・理念、理念と行動（活動）、10年後想像する、理想とゴール、憲法第14条をかみしめる、SDGsを念頭に展開する、三田で文化を創る、人権文化
○人権とは、差別とは	人権→人間性を高める、尊重される・尊厳がある・平等である、市民が人権と向き合う、自分も含めたみんなの課題、すべての人が当事者、いつでもどこでも誰とでも、町とそこにいる人を愛する心を持つこと、自分ごととしての視点があると身近なものになる、自分が生きていくうえで大事なこと、“私”が無いと他人事になる
○目標像A（すべての人の命と暮らしが守られる社会）	命と暮らしを守る、安全な暮らしを守るまちづくり、安心して暮らせる（人が親切、人が温かい、人が優しい）、心豊かに生きる、いたわり、思いあい（言葉のかけあい）
○目標像B（誰もが多様性を尊重する社会）	多様性に満ちた社会、多様性と変化への対応、共生社会、自分らしくいられる社会、同化することではない自分らしさ、生きづらさを感じない、バウンダリーの理解・個人の尊重、目に見えない安全な人間関係の境界線、障害から相互理解へ、異なりの自覚を高める、合理的配慮が当たり前、多様性の尊重
○目標像Bへの手法	インクルーシブな社会づくり、障害者観 社会モデルの普及、インクルーシブ教育の普及、教育の機会均等、何人たりとも多様性を保証する仕組み
○優先順位の視点	弱者優先、マイノリティの権利がマジョリティにとっての利便性や福祉との比較考量の中でないがしろにされない
○その他	生活の社会化、属性から市民性、個別から普遍性、独自性と普遍性、課題・目標の一般化

(2) 現状・課題	〔差別する側・差別につながる仕組みにかかる現状・課題〕	〔差別される側にかかる現状・課題〕
○子ども	子どもの人権尊重、大人が子どもに差別を教えない、大人が子どもを差別しない、子どもの意見・表明権、家庭内児童虐待と防止・支援（体制、マンパワー充実）、いじめの防止と人権意識醸成、LGBT児童への対応	子どもの貧困、カミングアウトする児童生徒がでてきている
○女性	貧困の差、性別分業のおかしさへの気づき、ジェンダーギャップを是正、なぜ男女平等が実現しないか	シングルマザーの貧困
○部落差別	部落差別に対する教師の意識の低さ、教員でも部落差別を知らない人が増えている、日常で身近な人と語り合うことが少なく市民の中で誤解している人が多い、情報が少ないため誤解が正される機会が無い、暗い・貧しい・閉鎖的という画一的なイメージが広がり差別されて大変だという情報しか入ってこない	
○外国人	外国人偏見、主にアジア系の外国人が犯罪者（窃盗）というデマを災害時によく聞く、災害時に外国人は日本人と同様の物資・支援をもらえるのか、災害時に外国人・路上生活者が避難所に入ってもいいか、災害時の食への配慮（アレルギー、ハラール）、コロナ禍での差別、コロナ時に「外国人入店禁止」	
○障害者	特別支援教育 特性の理解と共生の実現（方策・仕組み）	障害者の地域の組織への参加
○高齢者	認知症の方を差別しない、住み続けられるように、高齢者虐待	孤立して近隣との関係が無くなる

○性的マイノリティ	日本社会の制度設計、性教育の場面で語られない、学校・職場でのからかい・言葉の暴力（教員を含む）、学校・職場でトランスジェンダーの望む性別での生活が認められない、職場で同性パートナーにも慶弔・福利厚生を認められない、災害時に同性パートナーが家族として過ごしたり避難できない、災害時に風呂・トイレ・着替え・相談場所がなく避難所へアクセスできない、コロナ禍で同性パートナーとの生活が暴かれるプライバシーへの心配	
○犯罪被害者	誰もが加害者にも被害者にもなりうる	高齢者は犯罪被害に遭いやすい
○犯罪加害者の家族・刑を終えた人	誰もが加害者にも被害者にもなりうる、犯罪者への差別	犯罪加害者の家族の人権、刑を終えた出所者の人権
○インターネット（SNS）	ネットでの差別、情報の格差と貧困	高齢者の情報格差
○行政の仕組み	行政権限、自治体の守備範囲はどこまでか（幅広い人権や差別の対象）、市と教育委員会、縦割り（行政、施策、分野）、セーフティネットからマイノリティがこぼれ落ち切り捨てられる、行政自身は人権の取り組みは完璧か	
○社会状況	多様性が細分化複雑化している、インターセクショナリティ（複合差別、交差的な差別）、差別の根底にあるもの、同調圧力、自己責任論の台頭、合理的配慮の誤解、共生とはきれいごとだけではない、蓋をしない、生活感の欠如、分かっているけど行動・実践できないのはなぜか、出口のないトンネル	生きづらさを感じる人の増加
○個人の意識	新旧住民の意識、多様な価値観（旧来からの市民、ニュータウンを中心とした新しい市民）、当事者の意識、人がもつ攻撃性（差別の原因・助長）、直面して初めて気づく・困惑することがある、知っているようで知らないことが多い、普通・あたり前じゃない、自分と他人のものさし（GAP）、特別視（他の課題と）、無理解・無関心（差別の助長）、他人に関心が無い、他人事（意識）、受け身（意識・取り組み）	
○疾病・感染症	新型コロナウイルスによる感染者差別、コロナ禍に「外国人入店禁止」	
○災害時	どんな人にも避難所でプライバシーが確保されるよう本気で取り組むべき、平時に災害時の人権を尊重した仕組みづくりが必要、特に被災の初動期における人権への配慮、外国人が犯罪者（窃盗）というデマ、外国人も日本人と同様の物資・支援がもらえるのか、外国人や路上生活者が避難所に入ってもよいか、食への配慮（アレルギー、ハラ）、同性パートナーが家族として過ごしたり避難できない、性的マイノリティに配慮した風呂・トイレ・着替え・相談場所が無く避難所に行	広い体育館で雑魚寝の状態
○引きこもり	不登校とは異なるもの	

(3) 展開	(4) 政策	〔当事者以外への働きかけ・仕組みにかかるもの〕	〔当事者に直接働きかけるもの〕
○意識（気づき）			
	・ 多様な生き方がある、ヘルプのサインに気づく、生きにくさに気づく、複雑な被差別への気づきと支援、アンコンシャスバイアス（潜在意識にある無意識な差別・偏り）に気づく、差別を温存する社会システムへの気づき、流されない、見逃さない、意識を変えるために		
○意識（認める、受け入れる）			
	・ 多様性・ダイバシティは強さである、多様性の受容（外国人、性的少数者）を受け入れる、同性愛を認める、様々な家族の在り方を認める、寛容（差別の解決）、合理的配慮		
① 基本方針の策定			

②教育・啓発の推進		
<ul style="list-style-type: none"> 人権の語り方の工夫、人権教育の手法の工夫、私にとっての人権から入る人権教育、人権啓発の声が届きにくい人々への啓発、学校・社会教育の中での体験教育をする、学校教育の中での単位化、副読本の作成、人権教育の伝承（退職者のあとの担い手の育成）、事業所における人権研修の実態、インクルーシブの正しい理解、子どもの権利条約の周知、意識なく差別している人へのアプローチが必要、研修によりどれだけ意識を高められるか（効果が大事・やるだけではダメ） 	個の自立を促す	
<ul style="list-style-type: none"> 教職員の鋭い人権感覚、教育する者の教育、生涯教育における人権教育、罰則ではなく理解を進める取り組み、人権研修への参加者、部落差別 市民の誤解の解消、副読本の作成、「自分ごと」を認識させる 		
③相談機能の確保		
<ul style="list-style-type: none"> 相談機関、苦情処理機構、ワンストップ相談窓口、市役所に来ると落ち着く（相談体制の充実）、相談員をフォローする体制（専門家との連携）、相談員への教育啓発（性的マイノリティや男性の性被害者が相談しても排除される事案が多発し深刻）、相談事例はその後を把握することが大切、同じ課題に直面する人々のためのコミュニティスペース→相談へつなげる支援の仕組みづくり 	声を出す・助けて!と言えること、思いが出せること	
④個別施策の推進		
<ul style="list-style-type: none"> 外国人は地域住民という意識が必要、地域の受け入れ交流（外国人）、女性活躍の場づくり（男女）、災害時の女性への配慮（トイレ、更衣室、授乳室）、災害時の性的マイノリティへの配慮（トイレ、更衣室、風呂、相談場所）、学校の規則・髪型・制服・名簿などで極力不要な性別による振り分けをなくし選択肢を持た 	オールカマの人たち、子どもたちへの支援（忘れ去られている）、外国にルーツを持つ子供への支援・	
<ul style="list-style-type: none"> 差別解消三法の評価と課題、被差別から学ぶ、ヘイトスピーチの明記、子どもの権利条約、子どもの人権条例策定、子ども主体の政策、シェルターの確保、社会的排除への対策、多言語環境をつくる、多文化・国際交流の機会を増やす、市民交流の拠点、「言葉の壁」→多言語環境、「心の壁」→相談・居場所づくり、「制度の壁」→国・自治体、地域防災計画や避難所運営マニュアルなどと人権の視点の連動 	子どもの貧困への市の支援、貧困防止対策、制度から漏れる高齢者支援、女性・弱者の支援、生きづらさへの対策、孤立を防ぐ、生活支援・言葉	
⑤市民活動への支援		
<ul style="list-style-type: none"> 地域のつながりの薄さの克服、人権は他人事という意識の強さ 		
<ul style="list-style-type: none"> 三人考地域部会の活動の推進 	立場の弱い人が当事者として参加できる機会を与える支援（障害者や外国人等の要配慮者が地域活動に参加する際に金銭支援の補助）	
⑥総合調整機能の整備		
<ul style="list-style-type: none"> 権利と責務の明確化、人権や権利などの言葉の定義がひとそれぞれに複雑になっている、形骸化から実践へ、パラダイムシフト、柔軟性、スクラップ & ビルド 		
<ul style="list-style-type: none"> 場、組織が持つ多様性 		
⑦現況の調査		
<ul style="list-style-type: none"> 調査研究を条例に入れる、実態調査、分野が異なっても問題の本質は似ているのでは 	若者の意識の把握	
<ul style="list-style-type: none"> 条例の調査研究・啓発、取り組み状況を調査・分析する仕組み、差別を行う側の意識の分析 		
⑧差別禁止規定の制定		
<ul style="list-style-type: none"> 暴力禁止、体罰禁止、ひとり親差別禁止、批判（ヘイトスピーチ）、大人が子どもを差別しない、隔離・拘束からの解放 		
<ul style="list-style-type: none"> 人権侵害の禁止（姿勢） 		
⑨罰則規定の制定		
<ul style="list-style-type: none"> 法的な罰則は？、人権侵害を犯罪と規定、罰則ではなく理解を進める取り組み、ヘイトスピーチ→川崎市 		
⑩救済制度の制定		
<ul style="list-style-type: none"> 解決のシステム、加害者にならなくて済む仕組み（虐待する側に対する加害者更生プログラム） 		
<ul style="list-style-type: none"> 人権救済措置、人権侵害の解決策、あっせんに従わない場合の公表、子ども人権センター、子どもオンブズ制度、被害者・加害者双方の救済 		

(2) 権利の制限を伴う項目

住民の権利や自由を制限する場合や、義務を課したり、義務の不履行を前提にペナルティを課したりする場合は、その内容を条例に明記する必要があります。(地方自治法第14条第2項)

この場合、達成しようとする目的に対して、条例に規定する内容が、手法として最適なのか、必要性や妥当性をより慎重に検討する必要があります。

そこで市の責務や役割として想定される項目のうち、市民の権利や自由を制限したり義務やペナルティを課したりする下記3項目について、まとめました。

① 禁止規定

概要としては、様々な理由による不当な差別を無くすことを目的に、差別禁止を規定するものです。

視点としては、日本国憲法では、基本的人権は保障され(第11条)、人種、信条、性別、社会的身分、門地により差別されない(第14条)と規定されています。憲法と条例の関係性について、人権3法(障害者差別、ヘイトスピーチ、部落差別)の中で、差別禁止規定を設けているのは、障害者差別解消法のみとなっています。実際の言動において、どこからが“差別”に該当するのか、判断の基準について議論しました。

結果として、差別禁止規定は設けず、「あらゆる差別や排除を許さない」旨の文言を条例の基本的な考え方前文に盛り込んでいます。

【委員の主な意見】

憲法の14条第1項に書かれているのは「すべて国民は差別されない」との書きぶり。禁止規定と裏表の関係性。また、憲法に書かれてあることが、すべて憲法で保障されるということではなくて、さらに具体化されたことが法律や条例によって権利が実現していく。憲法14条は、とてもざっくりしているので、三田市の条例の中で、「市民は差別をしてはいけない」と書くことに意味がある。憲法14条の規定を受けて条例に規定していくという流れになるので、条例の中に、基本的人権に関する具体的内容はあって良い。

外国人の法律の適用について、憲法の次に条約がある。その次にその範囲で法が決まる。施策の面に関して述べるとすべての外国人に適用できるかというところではないが、差別を受けるとか受けないといわれる普遍的な権利というものは、すべての外国人が守られるべきものである。就労ビザだけで来日しているからといって差別をしていいというものではない。三田市にお住まいの外国人についても広く適用される理解で良い。また、条例では、三田市の姿勢が問われると思う。国籍を問わず、今、三田市に住んでいる人々が一切差別されないように市の責務として差別を禁止するというはっきりした姿勢をかかげることは大事。

1993年に兵庫県で福祉のまちづくり条例ができた。条文に書かれている規定を守らない事業者の名前を公表するといった罰則規定が盛り込まれていた。これに端を発し、バリアフリー法に発展していった。差別の禁止規定では、先行して国立市や川崎市で規定されているので、あまり気を遣わず、「差別を禁止」と書き上げてもいい。人権三法で禁止規定があるのは、障害者差別解消法だけであり、禁止規定があっても罰則規定がなかったりする。障害者差別解消法の差別規定では、差別の規定がいまいでなかなか判断ができないが、何をもって差別かは例示した方がいいのでは。

② 罰則規定

概要として、川崎市のヘイトスピーチ禁止条例のように、不当な差別的言動の抑止を図ることを目的に、罰則を設けるものです。

視点としては、①“ヘイトスピーチ”と“表現の自由”のように、禁止事項と他の権利の尊重との間の整合性について。②どのような言動が“罰則”に該当するのか、明確な判断基準について。③“冤罪”を生まないための仕組みについて。④三田市で罰則が必要と思われる対象（事案）について議論しました。

結果として、罰則規定は不要であるが、理解促進など差別を再び起こさないような仕組みが必要であるとの意見でまとまりました。

【委員の主な意見】

多様性を認め合う共生社会づくりは、大きな理念としてあり、罰則をもって、まちづくりを進める思いは持っていない。それよりも、互いを認め合う社会づくりを中心的柱と考えている。

加害者に対する説得、啓発などを講じての更正プログラムのものを科せられるようなものがあってもよい。断固とした対処としての姿勢を示すものとして罰則規定に準ずるものは必要と考える。被害者は、トラウマとなり、差別を受けた体験をずっと引きずる。差別は人を殺めることもある。

研修の義務を課すなどあっても良い。差別した人が身近にいることは恐怖。

加害者が再び差別を起こさないような仕組み（人権意識が目覚める）が必要。

条例に罰則規定を設けることは、不要だと考える。罰則規定を設けている市では、市長の使命や市の責務といわれることが規定されているが、差別事案が発生した時に、市が積極的に協力していくなどの一文を入れる方が良い。積極的にかかわっていった結果、折り合いがつかない時は司法の判断に委ねるとする方が良い。問題を公にしていける仕組みづくりが必要と考える。

差別は認定がしづらい。罰則規定や義務を課すことについてもなかなか難しい。先ほど、不当な差別に関する意見があったが、「対応方法を区別する」というような意味では、適切な場合もありうるので、そうではない差別という意味で、「不当な」が冠

せられているのだと思う。線引きが難しいので、法的な罰則規定は、難しいと考える。差別を受けた人が裁判所へ損害賠償請求をして申し立てを行うのが、適当だと考える。あと、できても名前の公表だ。

(条例で罰則を科すのではなく)司法に委ねる。

川崎市は、ヘイトスピーチに限っているが、三田市の場合は、あらゆる差別としており、罰則規定を設けるとなると線引きの問題になってくる。導入は難しい。

③ 救済規定

概要として、人権侵害、差別を受けた人に対する救済を目的として、助言、調停・仲裁、訴訟援助、加害者への説示・啓発・指導など、様々な手法から必要な項目を規定するものです。

視点としては、①法務局による既存の相談・救済制度との関係について。②救済制度として市に望まれる機能について。③隣人間のトラブルなど、どちらか一方を被害者に特定(断定)することが困難な事案への対応について検討しました。

主な意見として、①加害者への罰則規定を設けるよりも、人権侵害をした人へのアプローチを盛り込むことで再発防止ができる。②「法務局の人権相談へ行ってください」だけではなく、相談者に市職員が同行するなど、きめ細かい対応が必要。

③コールセンターや24時間の対応、複合的な課題に対応できる相談窓口など、相談機能の拡充が必要などの意見がありました。

【委員の主な意見】

人権侵害をした人に対するアプローチを盛り込んでいくことで再発防止ができると思う。

障害者差別解消法には、解決する仕組みが盛り込まれており、三田市障害者差別禁止条例にも解決する仕組みがあると思うが、法的な救済制度を設けている他府県の例を見てみると法に規定させているような斡旋・調停ができていないところが多いように感じる。私に関係している公共団体でも、職員が加害者と被害者の間に入り、加害者に口頭で注意を促すものとなっている。

今回、条例へ盛り込んだとして、具体的に差別事象を受け止めて、評価をして、解決していく道筋は見えづらい。今行われている、人権相談窓口であったり、DV相談などのように解決に結びつけていくか、市として、どのように調査を行っているのかなど、具体的な評価を出していただく方がより踏み込みやすいと思う。

DVで避難をすればそれで終了とか、どこか適切な機関につながさえすれば、当初に対応した窓口はそれで終わりのような、仕事ベースで対応している気運がある。それよりは本質的な解決と言われる理解促進型抑止(第4回懇話会資料3)ということできくと、三田市で今こういうことが起きているということ、市民に公開していくことだと思う。自分たちの周囲には差別なんてないと性善説で生きているので、事実を市民

に知ってもらおうということが今までは欠けていたと思う。

障害者差別解消条例の委員の方に聞いても実態がなかなか出てこなかった。うまく解決の仕組みに乗せられていなかったり、市民の中でも法律や条例の中身が理解されていなかったから、法律や条例があってもそれを使う術がなかった。だから、この共生条例ができた時に、条例をどうやって広めていくかとか、どういう人に知ってもらいたいのか等のプランニングをしっかり創っていくことが救済制度としての大きな意味がある。

特に DV については、専門の相談員がいなくなかなか難しいので、専門の相談員の設置がいる。多岐にわたる救済方法を列挙した方が良いのではないか。

(3) 条例名称案

第5回懇話会では、事務局提案下記 a～h (8項目) に対する意見 (5つ) をまとめました。また、第7回懇話会では、「人権」や「あらゆる差別の解消」といった文言や、その趣旨が伝わるものが名称として必要であるとの意見がありました。

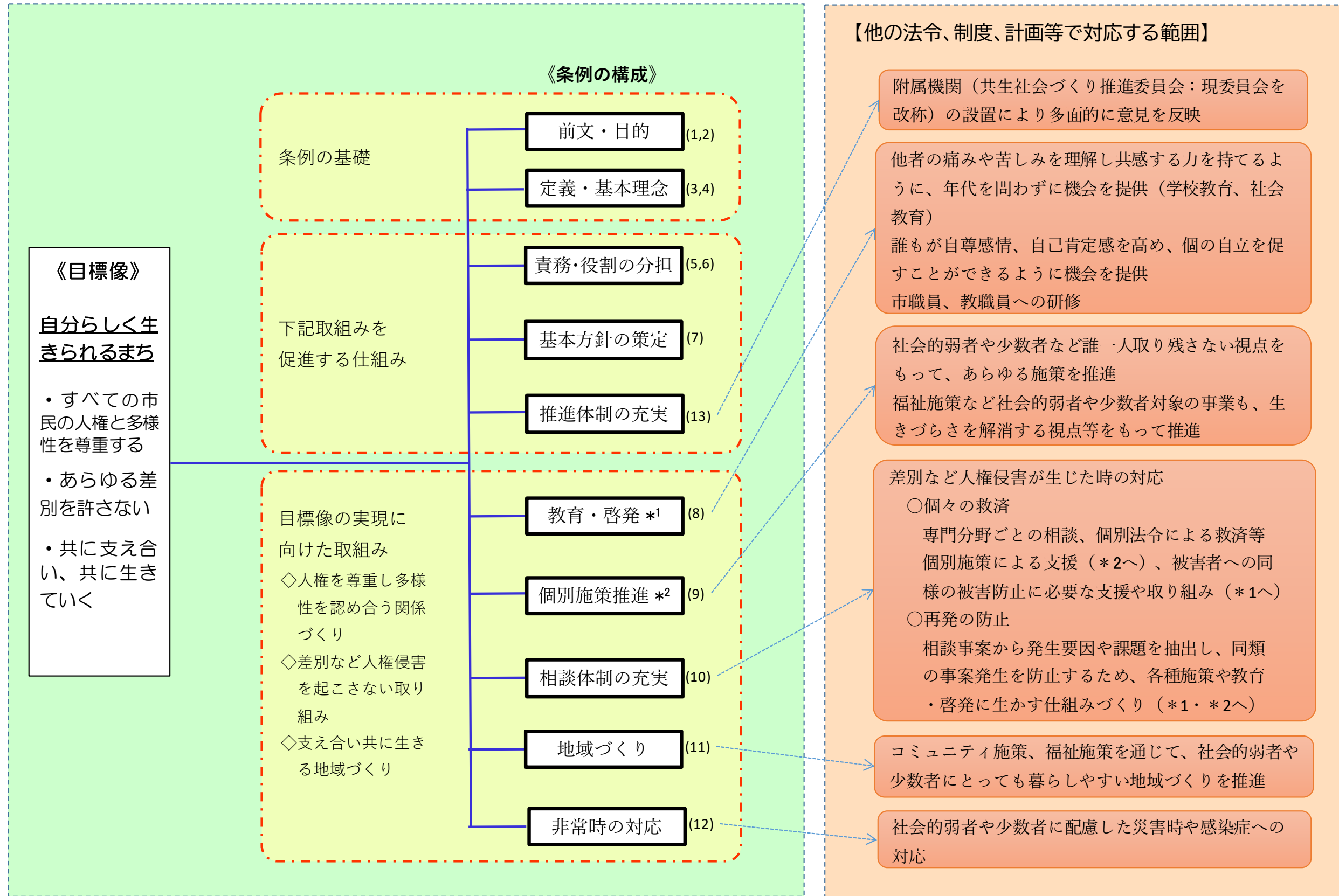
- a 三田市共生社会の実現を目指す条例
- b 三田市共に生きるまちづくり条例
- c 三田市輝く未来を創る共生社会づくり条例
- d 三田市多様性を認め合い共に生きる地域社会条例
- e 三田市自分らしく生きられる共生社会づくり条例
- f 三田市すべての人と人がつながる共生社会条例
- g 人権を大切にし みんなが共に生きやすい三田をつくる基本条例
- h 多様性を認め合いみんなが共に生きやすい三田をつくる基本条例

【主な意見】

- ・ g に、「人権を尊重し」「差別を許さない」を加え、「人権を尊重し差別を許さない三田市基本条例」とする。
- ・ 「人権」は入れる方が市民が見た時に何の条例かがわかりやすい。「共生」はわかりにくい。「差別を許さない」もわかりやすい。
- ・ すてきな希望を与える名称が良い。「共生」というワードは難しい。c や h がいい。
- ・ 「基本条例」の基本はやめた方がいい。基本っていったい何なのかとなってしまう。g がいい。「三田市」が先頭に来て文章がつながるのは気持ち悪い。
- ・ g、h 共通だが、みんなが共に生きやすくは、日本語がおかしい。「誰もが生きやすい」にするとか。言葉がすっとはいってくる文言にするのも一つだ。

(4) 条例の体系イメージについて

条例で規定する範囲と他の法令、制度、計画等に対応する範囲を次のとおり整理しました。



(5) 条例の基本的な考え方

条例に記載する内容と取り組む方向性などを次のとおり整理しました。

項目	条例に記載する内容	備考（左記内容の説明、取り組む方向性など）
1 前文	<p>全ての人が自分らしく生きることができるまち。安心して暮らすことができるまち。そのようなまちの実現を私たちは切望しています。</p> <p>三田市においては、長年にわたって続いてきた部落差別の解消に向け、市を挙げて取り組みを進め、さらには社会の様々な人権課題に対しても半世紀以上にわたり、行政、市民、事業者等が連携しながら、その解決に向けて尽力をしてきました。</p> <p>この粘り強い取り組みの過程を通じて、人権尊重の意識は老若男女を問わず確実に社会全体へ広がりを見せ、これまで見過ごされ、我慢を強いられてきた人々の人権課題に対しても、市民の関心は高まり、解決へ向けた取り組みが進みつつあります。</p> <p>しかしながら、私たちが暮らしている社会には、今もなお、性別、性的指向、性自認、年齢、障害、民族、国籍、そして部落差別を受けてきた地域の出身であること、などを理由に、差別や偏見、排除、暴力、様々な嫌がらせやいじめなどの人権侵害が生じています。さらには社会環境の変化や大規模な自然災害の発生、感染症の蔓延などが、多くの人の生きづらさをもたらし、格差社会の拡大とともに他者への不寛容さを増大させています。また、近年のソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の普及は、差別の解消や人権尊重のまちづくりの推進に取り組む私たちに新たな課題を投げかけています。</p> <p>このような中、国においては、基本的人権の尊重と恒久平和の理念を掲げる日本国憲法のもと、法令の整備と人権の保障に向けた取り組みが長年にわたって進められ、近年には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律及びアイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律などが相次いで施行し、差別解消等を推進する更なる取り組みが進められています。</p> <p>また、国際社会においても、企業活動における人権尊重の指針である「ビジネスと人権に関する指導原則」や誰一人取り残すことなく全ての人の人権を実現し、あらゆる形態の貧困に終止符を打つための「持続可能な開発目標（SDGs）」が示されるなど、社会経済活動における人権の尊重が求められています。</p> <p>このような国や世界の動きに軌を一にして、三田市としてもあらゆる差別や排除を許さず誰もが安心して暮らせる社会に向け、更なる取り組みを進めなければなりません。本市がこの条例で目指すのは、いかなる時においても、互いの人権を尊重し、多様性を認め合い共に支え合うことにより、全ての人が自分らしく生きることのできる社会（以下「共生社会」という。）の実現です。そして、これは虐</p>	<p>・最初にこれまでの取り組みと成果を述べています。</p> <p>三田市は、市制施行後間もない S39 年（1964 年）に三田市同和教育研究協議会（現：三田市人権を考える会）を発足させ、市民、事業者、各種団体、行政が連携して部落差別をはじめとする人権課題の解消に向けた取り組みを進めてきました。</p> <p>長年の取り組みにより、子どもの貧困や性的マイノリティなど新たな人権課題にも市民の理解が広がりつつあります。</p> <p>・次に社会の現状について述べています。</p> <p>現在の社会では、これまでの取り組みにも関わらず、様々な人権侵害が今なお生じており、さらには多くの人々が生きづらさを抱えている状況があり、他者に不寛容な人も増加しています。</p> <p>令和 2 年に実施した市民意識調査では、回答者の 18%が過去に人権侵害を受けたと感じており、近年では職場でのいじめやDV、あらゆるわさや悪口によるものが多い結果となっています。</p> <p>・次に近年の国や国際社会の状況について述べています。</p> <p>まず、国においては日本国憲法のもと人権保障の施策を推進し、近年では人権 3 法といわれる 3 つの法律や、アイヌ新法などを施行しています。</p> <p>また国連においては、ビジネスと人権に関する指導原則や持続可能な開発目標（SDGs）などを定め、社会経済活動における人権尊重が重要視されています。</p> <p>・次に目指す社会像について述べています。</p> <p>経済的な安心感を前提として、平時だけでなく災害などの非常時であっても、互いを尊重し支え合うことで、自分らしく生きることのできるまちを目指しています。</p>

		<p>待や暴力、争いごとなどが無い平和な社会でもあります。</p> <p>一人一人が社会を構築する主人公であるとの認識のもと、他者の痛みや苦しみを想像し共感することが、共生社会実現への大切な一歩となります。</p> <p>私たちは全ての人々が互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく生きることができるまちの実現に向け、行政、市民及び事業者等がそれぞれの役割分担のもと、一人一人ができることに取り組み、歩み続けることを決意し、この条例を制定します。</p>	<p>そしてこのようなまちは、争いごとなどが無い平和な社会でもあると考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> この項目で、目指す社会像である「共生社会」の条例上の定義をしています。 最後に未来に向かって取り組む決意を述べています。 <p>人が社会で生きていくにあたり誰一人として部外者は存在せず、誰もが当事者であると認識し、そして誰もが他者の痛みや苦しみを想像し、自分事として共感できるようになれば、解決に向かって進めない社会問題は無いと考えます。</p> <p>そこで、共生社会の実現に向けて、行政、市民、事業者等が役割分担のもと、一人一人が自分にできることを取り組み続ける決意を宣言しています。</p>
2	目的	<p>この条例は、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者等の役割を明らかにするとともに、必要な施策を推進する基本的事項を定めることにより、全ての人々が自分らしく生きることができる共生社会の実現を図ることを目的とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市、市民、事業者の責務や役割を明示すること、施策に関する基本的な事項を定めること及び共生社会の実現を図ることを、この条例を制定する目的として記載しています。 <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px;"> <p>言葉の使い分け</p> <p>【全ての人】 「全ての人々が自分らしく生きることができる」に使用 とにかくすべてを含む全体のイメージ</p> <p>【誰もが】 どのような状態や状況の人であってもというイメージ</p> <p>【一人一人】 個人や個人の言動を強調するイメージ</p> </div>
3	定義	<p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 市民 市内に居住し、通勤し若しくは通学する者または市内で活動する事業者等に所属する者をいいます。</p> <p>(2) 事業者等 市内で事業活動その他の活動を行う団体をいいます。</p> <p>(3) 差別 性別、性的指向、性自認、年齢、障害、民族、国籍、及び部落差別を受けてきた地域の出身であること等、その人の属性を理由として、その人に対して不利益な取り扱いをする言動のことをいい、当該言動が意図的に行われたものか否かを問いません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> この条例で使用する言葉の意味を説明します。 <p>(1) 「市民」は、市内在住、在勤、在学の人だけでなく、市内で活動する事業者や各種団体に所属する市外在住の人も含みます。</p> <p>(2) 「事業者等」は、市内の事業者をはじめ、自治組織やボランティア団体など各種団体等の法人や組織を意味します。</p> <p>(3) 「差別」は、社会的弱者や社会的少数者に対して、そこに属していることを理由に、侮辱したり、排除したりするなど、他の人とは異なる不利益な対応をすることです。これは、意図せず、無意識でなされた言動であっても、「差別」に該当します。</p>

			<p>〔まちづくり基本条例〕 市民 市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体 事業者 市内で事業活動その他の活動を行う者及び団体</p> <p>〔障害者共生条例〕 市民等 市内に居住し、通勤し若しくは通学する者又は市内で活動する自治組織若しくはボランティア組織等の任意団体 事業者 市内において商業その他の事業を行う者</p> <p>〔尼崎市 条例〕 市民等 市民（本市の区域内に住所若しくは勤務場所を有し、又は本市の区域内に存する学校等に通学する者をいう。）、本市の区域内に滞在する者及び本市の区域内を通行する者 事業者 本市の区域内で事業を営む個人及び法人その他の団体</p>
4	基本理念	<p>この条例の目的を達成するため、次に掲げることを基本理念とします。</p> <p>(1) 一人一人が互いの人権を尊重し、互いの個性や多様性が尊重され、自分らしく生きることができること</p> <p>(2) 誰もが差別など人権を侵害する行為を受けない、しない、させない、見過ごさないこと</p> <p>(3) 全ての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み支え合うこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> この条例の目的である「共生社会の実現」に取り組むにあたり、常に意識する必要のある視点を基本理念として掲げています。 (1) 多様性を尊重し合う社会は、互いの主張を押し通すことではなく、また、自分の主張を押し殺すことでもありません。お互いに相手の立場や状況等を想像力を働かせて理解し、その上でお互いに歩み寄れる地点を模索することで、自分らしく生きることができる関係性を構築すること。 (2) 固定観念や偏見等による差別など、人権を侵害する行為が生じないように、また、誰もが傍観者とならないようにすること。 (3) 社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）の概念に基づき、誰一人取り残すことなく、一人一人の立場や状況に応じて、助け合ったり支え合ったりすること。
5	市の責務	<p>市は、基本理念にのっとり、共生社会の実現のため市政のあらゆる分野において必要な施策を総合的に推進します。</p> <p>市は、全ての人々の基本的人権を尊重し、差別をはじめとする人権侵害を許さない覚悟をもって施策を推進します。</p> <p>市は、前2項に規定する施策の推進にあたり、その内容に応じて市民、事業者等及び関係機関と適切に連携を図るものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> この条例の目的が達成できるよう差別など人権侵害の解消を目指す取り組みを含めて、市に必要な施策の実施を課しています。 市は、施策の推進にあたっては、関係者との適切な連携を図ることとします。 市が施策を総合的に推進するための主な取り組みについては、以降の項目に掲げています。
6	市民及び事業者等の役割	<p>市民及び事業者等は、基本理念にのっとり、共生社会の実現に向けて必要となる理解を深めるとともに、市と共に自らがまちづくりの担い手として、共に支え合い生きていくことができる地域社会づくりの推進に努めるものとします。</p> <p>事業者等は、自らの組織に所属する者の人権尊重に努めるとともに、自らの組織活動を通じて人権が尊重される環境づくりに努めるものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人が当事者であるとの認識に立ち、他人任せにするのではなく、自ら理解を深め、自分たちのまちのために取り組みを進める必要があります。 特に企業に対しては、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」により、企業活動を通じた人権尊重が求められており、従業員に対する働きがいのある人間らしい仕事の実現だけでなく、取引先における人権尊重についても求められています。 市は、市民や事業者等が進める地域づくりに対して、必要な支援を行います。（No.10「共に生きる地域社会づくり」参照）

7	基本方針の策定	<p>市は、共生社会の実現に向けて施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めます。</p> <p>市は、基本方針に基づく施策の推進状況、社会情勢の変化及び社会調査の結果等により、必要に応じて基本方針を見直すものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、共生社会の実現に向け、その時々の人権課題等に的確に対応できるよう、基本方針を策定し、必要な施策や事業を推進します。 ・市は、社会情勢等の変化を把握するため、必要に応じて調査を行います。
8	教育及び啓発の推進	<p>市は、一人一人が我がこととして人権に関する正しい理解及び人権意識の高揚を図ることができるようにするとともに、市民及び事業者等が共生社会づくりについて学び、実践できる力を培うことができるようにするため、学校教育、社会教育、その他の場において、教育・啓発活動を推進します。</p> <p>市民及び事業者等は、その立場や特性を生かして教育・啓発・研修の機会づくりに努めるものとします。</p> <p>市は、市職員及び教職員がこの条例の目的及び基本理念を理解し、共生社会づくりに取り組むことができるよう研修を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての人を受け入れる機会のある学校教育等において、相手の立場や状況を想像し、理解できるように教育を進めます。 ・知らないうちに誰かを傷つけてしまっているかもしれないとの認識に立ち、市は、様々な機会を通じて学ぶことができるようにします。 ・市は、研修の効果を高め、実践につながるよう、研修の実施手法や教える側への教育など、創意工夫を図るようになります。 ・市は、誰もが、自尊感情や自己肯定感を高め、個の自立を促すことができるように機会をつくります。 ・市は、市民や事業者、各種団体等が主体的に行う教育啓発活動を支援します。 ・市民や事業者、各種団体も、自らの立場や特性を生かして、教育啓発活動を進めることを求めています。 ・市は、この条例を率先して推進する立場にある市職員や教職員に対し、共生社会の実現に関して理解を深めるよう研修を行います。
9	個別施策の推進	<p>市は、まちづくりを進めるにあたり、一人一人の多様性に合わせて、誰一人取り残さない視点をもって、市のあらゆる施策及び事業等を推進するものとします。</p> <p>市は、社会的弱者及び社会的少数者（以下「社会的弱者等」という。）を対象とした施策及び事業の推進にあたり、対象者の感じる生きづらさ、困難さ等を個々に解消する視点をもって推進するものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、福祉施策や人権施策だけでなく、市のまちづくり全般において、市のあらゆる施策や事業から、社会的弱者や社会的少数者が排除されることなく、等しくサービスが提供される機会をつくります。 ・市は、福祉施策など社会的弱者や社会的少数者を対象とした事業は、各個人の感じる生きづらさ、困難さを解消する視点をもって推進します。
10	相談体制の充実	<p>市は、市民一人一人が安心して相談できるよう、相談者に寄り添った相談体制の充実を図ります。</p> <p>市は、国、県及びその他の専門機関等と連携を図り、相談者が相談内容に応じて適切な支援及び救済を受けることができるように努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、差別事案等の発生時の最初の相談窓口を相談しやすいものにし、相談内容に応じて専門相談や既存の制度等に丁寧に引き継ぐことにより、相談者に寄り添った相談・支援・救済に努めます。 ・市は、被害者が同様の被害を受けないよう、必要となる支援が行えるように努めます。 ・市は、DVや虐待の加害者、差別をしても気づいていない無理解者等に対して、同じことを繰り返さないよう更生や理解を促す教育・啓発等の取り組みが行えるように努めます。 ・市は、相談内容から発生要因や課題を把握し、同類の事案の再発防止に向けて関連施策の改善や教育・啓発に生かす仕組みができるように研究を進めます。

11	共に生きる地域社会づくり	<p>市民及び事業者等は、まちづくりを進めるにあたり、地域の多様な人材の参画を図り、社会的弱者等をはじめ一人一人の個性及び多様性が尊重され、それぞれが持つ志や力を調和させながら、誰にとっても暮らしやすい地域社会づくりを進めるものとします。</p> <p>市は、市民及び事業者等が進める地域社会づくりが円滑に行えるよう、必要な施策及び事業等を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業者等がまちづくりを進める際には、同じ地域で暮らす様々な人の参画を得て、社会的弱者や少数者、転入者等にとっても暮らしやすいまちづくりの推進を求めています。 ・市は、コミュニティ施策（まちづくり協議会など）や福祉施策（地域包括ケアシステム、ふれあい活動推進協議会、共生社会推進プログラムなど）を通じて、市民、事業者、各種団体、関係機関が必要に応じて連携し、共に支え合い共に生きていく地域社会づくりを進めます。 ・市は、三田市人権を考える会の活動など、地域が主体となって行う啓発活動等を支援します。
12	災害等非常時の対応	<p>市は、大規模な災害の発生等による非常時においても、全ての人の命と暮らしが守られ、多様性に配慮した支援を行えるよう平常時から取り組むとともに、市民及び事業者等による助け合いの取り組みを支援します。また、感染症の蔓延時における人権侵害も深刻な問題です。感染症に関する正しい理解を広める教育・啓発に努めます。</p> <p>市民及び事業者等は、地域には多様な人々が暮らしていることを踏まえ、非常時においても互いに助け合う取り組みができるよう、平常時からその体制づくりに努めるものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、自然災害や感染症の大流行などの非常時においても、平常時と同様に多様性に配慮した支援を行い、市民や事業者、各種団体も互いに助け合いができるよう、平常時から取り組みを進めます。 ・特に阪神淡路大震災のような大規模災害時の公助の限界を踏まえ、災害時に自助や共助が機能するように、平常時からその体制づくりを市が支援します。
13	推進体制の充実	<p>市は、この条例の目的を達成するために、三田市附属機関の設置に関する条例第2条に規定する（仮称）三田市共生社会づくり推進委員会による協議を踏まえ、共生社会の実現に向けた様々な課題に対応できるよう総合的また横断的に取り組みを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、条例に基づく施策の推進にあたっては、附属機関の意見も踏まえ、多様な人権課題に対応できるようにしていきます。 ・既存の附属機関である三田市人権のまちづくり推進委員会を、この条例の施行に合わせて改称します。
14	委任	<p>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この条例の施行に関連して必要となる事項がある場合は、規則などにより定めることとします。

【参考資料】

● (仮称) 人と人との共生条例策定に関する懇話会構成員

	名前	所 属
座長	かつき ようこ 勝木 洋子	姫路日ノ本短期大学 学長
副座長	いしもと きよひで 石 元 清 英	関西大学 名誉教授
	たまき ゆきのり 玉木 幸 則	一般社団法人兵庫県相談支援 ネットワーク代表理事
	よしだ まり 吉田 方里	日本 LGBT 協会事務局
	よう し 楊 梓	人と防災未来センター 主任研究員
	かんばら ふみこ 神原 文子	社会学者 (博士) 専門社会調査士
	ふくしま けんた 福 島 健太	兵庫県弁護士会 SIN法律労務事務所弁護士
	おおひがし まゆみ 大 東 真弓	三田市人権を考える会
	いりえ みつぐ 入江 貢	三田市 副市長

● 懇話会の開催

第1回懇話会	令和2年6月26日(金) 10:00～	市役所庁議室(オンライン)
第2回懇話会	令和2年7月17日(金) 10:00～	市役所302会議室
第3回懇話会	令和2年9月14日(月) 14:00～	まちづくり協働センター多目的ホール
第4回懇話会	令和2年10月12日(月) 14:00～	市役所302会議室
第5回懇話会	令和2年11月24日(火) 10:30～	まちづくり協働センター多目的ホール
第6回懇話会	令和3年2月1日(月) 14:00～	市役所302会議室(オンライン)
第7回懇話会	令和3年3月19日(金) 10:30～	市役所南分館601会議室

● 関係団体等意見聴取会

① 丹有地域人権運動連合会三田市部	12月2日(水) 14:00～	さんだ市民センター
② 部落解放同盟三田市支部連絡協議会	12月11日(金) 18:30～	市役所2号庁舎
③ LGBT(パートナーシップ)宣誓制度利用者	12月15日(火) 15:00～	市役所本庁舎
④ こみんか学生拠点	12月15日(火) 19:30～	オンライン
⑤ 人権のまちづくり推進委員会	12月16日(火) 13:00～	まちづくり協働センター
⑥ 障害者団体代表等	12月16日(火) 16:00～	市役所本庁舎
⑦ 障害者団体代表等	12月17日(水) 16:00～	市役所本庁舎
⑧ 三田市人権を考える会	12月17日(水) 18:30～	総合福祉保健センター